主 文 本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

本件控訴趣意は、 記録中の弁護人名義の控訴趣意書記載のとおりであり、所論は これを要約すれば結局(一)被告人は原判示の如き広告をした覚えはなく、本件広 告に全く何等の関係もないのに拘らず、原審が信憑性の乏しいAの虚構の証言を採 用し、被告人が原判示の如き広告をしたものと認定したのは、事実の誤認を犯した ものである。(二)本件広告は果して何人の仕業であるかの点を別としても、原判示の如き広告を新聞に掲載すること自体犯罪とならないことは、次の理由によって 明らかである。即ち(1)広告の内容そのものは虚偽のものであつても、その文言 を客観的にみるに、 これを捉えて虚偽の風説を流布し、或いは偽計を用いて他人の 業務を妨害するに足る行為があつたものと解するのは相当でない。本件において は、法益に対する侵害行為そのものが存しないのである。 (2) 仮に、犯罪行為があったものとなし得るとしても、本件による被害者が、果してB株式会社、同会社 D部E支部或いは同支部長たるF個人のいずれであるか全く明確でない。次に (3) 本件広告の文言は殊更 C の品質、性能を批判し、或いはこれを他の会社の製 品と比較してその優劣を評価せんとするものではなく、又、その商標を潜用せんと するものでもない。仮に、実際の価格よりも高価な値段を以て広告したとすれば、 或いは何等かの弊害を生じたかも知れないが、本件はその反対の場合に該当し、実 際上Cの売行が悪くなつた訳でもなく、毫も右会社の業務を妨害していないのであ る。然るに、原審が被告人に対し有罪の言渡をなしたのは極めて不当であるという に帰着する。

る。 (裁判長裁判官 平井林 裁判官 藤間忠顕 裁判官 組原政男)